

第05号

2020年
5月18日



Safety Mail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

県内の交通事故発生状況

《令和2年4月末現在の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	964	10	1,190
前年	1,237	20	1,578
増減	-273	-10	-388

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	288	4	147
前年	400	10	207
増減	-112	-6	-60

交通事故は前年に比べて発生件数、死者数、傷者数ともに減少しました。
お互いに「ゆずり合い、思いやり運転」で交通事故を1件でも減らしましょう。

5月 は 自転車安全利用月間



～ 自転車は「軽車両」、車の仲間です！ ～

自転車事故は、令和2年4月末現在、145件（前年比-55件）発生しており、1人が死亡（前年比-2人）、傷者は144人（前年比-56人）となっています。前年に比べて発生件数、死者数、傷者数ともに減少しています。自転車は免許のいない手軽な乗り物ですが、交通ルールを理解して守らなければ、死亡事故など重大な事故につながります。自転車のルールを正しく身につけましょう。

令和2年度滋賀県交通安全スローガン〈自転車利用者に呼びかけるもの〉

同じだよ 自転車、車、左側



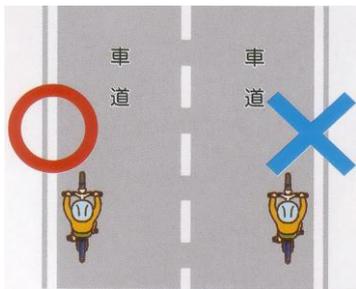
自転車に乗るみなさん **忘れていませんか？**

ヘルメットの着用は、「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で、『幼児・児童・生徒・高齢者はヘルメットを着用しましょう』と定められています。自転車事故で死亡した人の多くが頭部に致命傷を負っています。頭部の保護は事故の被害を軽減する上でとても重要です。

自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう！



自転車は、車道が原則、歩道は例外



自転車は「軽車両」で車両の仲間です。原則、車道を通行します。

車道は、左側を通行

自転車で道路（車道）の右側を通行することは、通行場所を守らなかった危険な違反になります。

必ず車道の左側を通行しましょう。



この標識がある歩道は自転車で通行できます。

※ 標識がない場所でも12歳以下の幼児、児童、70歳以上の方は歩道を自転車で通行することができます。

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道は、歩行者優先です。

歩道では、すぐに止まれるような速度（徐行）で進行し、歩行者がいれば、自転車を押して歩くなどしましょう。

歩道の歩行者などに対して自転車のベル（警音器）をむやみに鳴らしてはいけません。道路交通法で禁止されています。



交通ルールを守りましょう



飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、スマートフォン等を使用しながらの走行、傘差し運転はやめましょう。

信号のある交差点では信号を守り、交差点に一時停止の標識がある場合はもちろん、標識がない場合でも必ず一時停止をして、左右の安全確認をしっかりとしましょう。

夜間はライトを点灯、反射材を活用！



夜間は周囲に存在を知らせることが大切です。夜間、自転車に乗る時は、必ずライトを点灯しましょう。

また、自転車のタイヤや車体の側面に反射材を取り付けることで車のドライバーから発見されやすくなります。自転車の存在を目立たせるために反射材を活用しましょう。



事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

TEL 077-522-1231（代表）

Eメール x0022@police.pref.shiga.jp